

送迎バスの運行および管理に関する規定

社会福祉法人大心会
認定こども園だいしん
認定こども園よしうら

(目的)

- ・この規定は、社会福祉法人大心会の施設を利用し、登降園するための送迎バスの運行管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(送迎バス利用基準)

- ・送迎バスを利用可能な園児は、こども園に入園する時点において満3歳に達している園児とする。
- ・送迎バスの利用を保護者が希望する園児とする。
- ・送迎バスの運行時間や運行ルートで利用可能な園児とする。
- ・その他、理事長が認めた場合。

(送迎場所)

- ・送迎バスに乗降車する場所は、安全面や園児の状況を考慮して保護者との話し合いのもと、決定する。
- ・送迎バスを利用する園児の自宅から乗降場所までの送迎は、保護者が行うものとする。

(乗車職員)

- ・送迎バスには、運転手の他、保育教諭又は保育補助員が乗車し、園児の乗車・降車を確認すると共に利用者名簿にチェックをする。
- ・乗車職員(運転手を含む)は、園児降車後、車内を清掃・消毒及び確認をする。

(利用の手続)

- ・送迎バスの利用希望者は送迎バス利用申込書を提出する。

(利用料)

- ・送迎バスの利用料金は、無料とする。

(その他)

- ・送迎バスの利用は、送迎両方の利用の他、登園時のみ、又は降園時のみの利用もできるものとする。
- ・病気等で当日、送迎バスを利用しない場合は、速やかに在籍している園及び乗車職員に連絡する。
- ・豪雨や地震など天候不順又は乗車職員の体調不良の場合、運行を休止することがある。
運行休止の場合は、電話又はメールで保護者に連絡する。